

介護保険制度の運営基盤の強化と適正な制度確立を求める意見書

介護保険制度については、現在、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）において、公的年金、医療保険及び少子化対策と併せて総合的・集中的改革のための議論が行われており、本年八月までに改革の基本的方向性を定め、社会保障審議会介護保険部会等の議論を経て、平成二十七年四月に介護保険法が改正される予定となっている。

介護保険制度の改革に当たっては、持続可能なサービス利用権が保障される制度とすべきであるが、国民会議では、介護給付の重点化・効率化や公平負担に基づく施策等、介護給付費の抑制を主眼とした方向で議論が集約されつつある。

よって、国においては、平成二十七年度の介護保険制度の改正に当たり、介護保険制度の運営基盤が強化され、適正な制度が確立されるよう、次の事項の速やかな実施について強く要望する。

- 一 介護職員の処遇改善によって安定的な人材確保が可能となるよう、介護報酬の抜本的な改善などにより、課題となっているマンパワーの増強を図る施策を推進すること。
- 二 介護保険制度の持続可能性を確保する施策として、保険の給付範囲や公平負担の観点での見直しにあたっては、低所得者に配慮するとともに、予防給付の保険制度からの切り離し、多床室の給付範囲の見直し等については慎重に検討すること。

- 三 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域で生活する利用者に良質なサービスが提供されるよう、区分支給限度額の引き上げ、二十四時間対応の訪問サービス等の報酬改善、サービス付き高齢者向け住宅の活用、

認知症施策の充実等を図ること。

四 介護施設においても入居者への良質なサービスが保障されるよう、特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設等の計画的整備を行うとともに、多床室報酬の再引き上げを含む介護報酬の抜本的改善を行うこと。

五 介護保険料の軽減を図るため、国庫負担割合を増やすことも含め検討すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

宮城県議会議員 中村 功

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて